



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



盛夏のパークゴルフ

2021. 8
No.153

第2回定例会報告	P 2～3
一般質問	P 4～8
議会日誌	P 10

第2回 定例会 報告

令和3年度各会計補正予算等を審議する第2回定例会は、6月14日招集され、町長より提案された議案の説明を受け、一般会計補正予算1件の審議を行った後、議案調査のため、休会しました。

6月21日に再開し、3名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、6月25日閉会しました。

審議した案件

令和3年度各会計補正予算4件、条例改正6件及びその他議案8件は原案可決となりました。

《予算》

○令和3年度一般会計補正予算
保育所等建設工事費3千3百16万円などについて追加補正しました。

○令和3年度一般会計補正予算
地域応援クーポン事業負担金3千5百40万円及び業態転換等チャレンジ補助金千2百万円などについて追加補正しました。

○令和3年度国民健康保険特別会計補正予算
出産育児一時金84万円を追加補正しました。

○令和3年度下水道事業会計補正予算
企業債3百10万円を追加及び他会計出資金3百10万円を減額補正しました。

《条例改正》

○岩内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例設定

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例設定

半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町手数料条例の一部を改正する条例設定

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町医療費助成条例の一部を改正する条例設定
健康保険法等の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例設定

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等の施行に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例設定

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正をしました。

《その他》

○岩内町総合振興計画基本構想の策定
本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、岩内町総合振興計画基本構想を策定することを決めました。

○辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定

住民の利便性と安全性の向上を図るため、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することを決めました。

○工事請負契約の締結

岩内町保育所等建設（電気設備）工事に係る工事請負契約をすることを決めました。

○工事請負契約の締結

岩内町保育所等建設（機械設備）工事に係る工事請負契約をすることを決めました。

○工事請負契約の締結

岩内地域人材開発センター大規模改修（建築主体）工事に係る工事請負契約をすることを決めました。

○都市公園を設置すべき区域の決定

隣接する都市公園と一体的な整備を行うため、都市公園を設置すべき区域を決めました。

○工事請負契約の締結

岩内町保育所等建設（建築主体）工事に係る工事請負契約をすることを決めました。

○岩内町議会会議規則の一部を改正する規則設定

標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

審議した意見書・陳情

意見書2件は原案可決、陳情1件はみなし採択となりました。

○地方財政の充実・強化を求める意見書

○地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情

○林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

意見書は、関係機関に送付しました。
意見書の内容は、9ページをご覧ください。

陳情1件は継続審査となりました。

○日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める陳情

第2回臨時会報告

令和3年度各会計補正予算等を審議する第2回臨時会は、5月17日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、引き続き続いて議案の審議を行い、同日閉会しました。

《予算》

○令和3年度一般会計補正予算

円山リゾートエリア再生可能エネルギー転換促進調査業務委託料4千9百94万円及び義務教育学校整備調査等業務委託料3千4百90万円などについて追加補正しました。

○令和3年度臨海部土地造成事業特別会計補正予算

令和2年度同会計への繰上充用金約3億3千8百18万円及び一時借入金利子約百42万円を追加補正しました。

《条例改正》

○岩内町税条例等の一部を改正する条例設定

地方税法の一部改正等に伴い、住宅借入金等特別税額控除の特例の適用期限延長及び個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し等について、所要の改正をしました。

《その他》

○工事請負契約の締結

東山団地3号棟外壁等改修工事に係る工事請負契約をすることを決めました。

○町道路線の廃止

新たな保育所整備に伴い事業区域内となることから、一般交通の用に供する必要性がなくなったため、道路法の規定に基づき、町道路線を廃止しました。

○町道路線の廃止

新たな保育所整備に伴い事業区域内となることから、一般交通の用に供する必要性がなくなったため、道路法の規定に基づき、町道路線を廃止しました。

○公の施設の指定管理者の指定

索道施設（センターペアリフト）の管理をYuki Kamui株式会社に指定しました。

一般質問の全文は、町のホームページ内「岩内町議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式HP : <https://www.town.iwanai.hokkaido.jp>

一 般 質 問

6月21日～23日 3名の議員による一般質問が行われました。
紙面の都合上、再質問・再々質問を含め要約・省略をしています。

一般質問とは 本会議において議員が、執行機関に対し、町政各般にわたり、執行状況や町の将来の方針などについて質問するものです。
(※会派に属さない議員及び各会派1名としています。ただし、5名以上で組織する会派は複数名としています。)

村 田 丈 明 議員

旧フェリーふ頭の弊害を もたらしている現状と 新たな利活用について

■質 問■

フェリーの休止から22年。維持費だけがかさみ「もの置き場」となっている。町外の釣人は町内消費は少なく、ゴミを散らかし、転落事故まで起きた。豪華客船寄港は道指針の記述など小樽港が優位。アドベンチャーツーリズム等世界的な潮流に遅れることなく新たな利活用を推進すべき。

1. 休止後と今後の維持管理費は。

2. 「ばしふいづくびいなす」の収益と経済効果は。

3. 今後の豪華客船による収益と経済効果の目標は。

4. 総合振興計画策定にあたり新たな利活用・事業展開は。

■町 長■

1. フェリーふ頭の過去11年間の維持管理費の総額は、千925万7千373円。現時点で整備計画がなく、維持費のみ生じる。

2. 寄港時の収益は約30万円。経済効果は約90万円。

3. 数値目標はないが、定期的な寄港の定着が大前提であるため、引き続きクルーズ船誘致を進めていく。

4. 後志管内の海の玄関口として、関係する自治体との連携を強化し、



中心市街地への連動性も意識するほか、太平洋側の大規模被災時における物流拠点としての役割等、総合振興計画で位置づけしている港ふれあい観光物流拠点ゾーンの活用に向けて取り組む。

■再質問■

町財政悪化の中、経済的目標がないのは理解しがたい。新たな利活用の具体的な案が無い。観光リゾート化や住民サービスを具体的に検討すべき。

1. 現状をどう評価するか。

2. 収益目標がない状況で収支バランスをどう考えるか。

■町 長■

1. 2. 風車の荷揚げなどにより、直近2年では、343万8千299円の黒字となっている。再生可能エネルギー関連の利用が見込まれ、単年度の収支バランスは図られると分析している。

学校の老朽化による子ども達の安全に対する

危機の把握・是正と、義務教育学校も含めた

教育環境の改善について

■質 問■

6月4日は記録的な暴風雨となり、西小学校では雨漏りや窓枠から浸水。ある教室では1/4が浸水し、その教室での授業を断念。危険な老朽箇所もあり、教室の暖房が損傷しスチーム漏れや、体育館から校庭への扉は施錠が出来ず真に危険な状態。

義務教育学校は令和7年までの開校予定が遅れている。新設に関する説明会等ではハード面と費用の話が重点で、ソフト面の話が不足していると町民・教育現場から声を聞く。

1. 義務教育学校はいつ新設するのか。

2. 老朽化の現状にどう対処するのか。

3. 老朽箇所を把握していたのか。なぜ対処できていないのか。

4. 小中一貫義務教育



学校を推進するとしている。教育する人材や、プログラム等は話されているのか。

■教育長

1. 今年度内に今後の学校整備スケジュールを示したい。

2. 3. 概ね把握しており、緊急性等にに応じて対応している。新しい学校の建設の状況を見据え、改修等を検討する。

4. 小中一貫教育のため、1名の加配を受けている。義務教育学校開設の際は、道教育庁等へ働きかける。教育プログラム等は、教員が計画・協議し取組を進めている。

■再質問

体育館扉の問題は以前からと聞いている。放置されたことは遺憾。

1. 老朽箇所改修はいつまでに完了するのか。

2. 教育長は確認したのか。今後の対策は。

■教育長

1. 大規模な改修となる場合もあり、関係部署と協議が必要のため、次年度以降の可能性もある。

2. 直接はしていないが、担当職員が確認し報告を受けている。随時、検討し対応していく。

■再々質問

先送りの体制改善を求める。

漁業協同組合との協働による

本町既存の資源の掘り起こしと

活用について

■質問

町内で流通している「どんじゃのり」に岩内産がない。採取可能だが枯れている。「岩内のどんじゃのり」として利用・ブランド化したいという機運がある。地域資源を活かすために町として真摯に取り組むべき。

漁業者減少の問題の一

として漁業権の取得の

1. 体育館の扉についてはいつから把握していたのか。

2. 確認が適切とは考えられない。今後の改善についての考えは。

■教育長

1. 本年6月7日に報告があった。

2. 学校との連携を密にし対応する。

策や取組を行うのか。

■町長

1. 漁協の事業としての取組に対する意向などを把握した上で、必要に応じた対応をする。

2. 漁協からは「どんじゃのり」に特化しての要望はないため、町としての働きかけもしていない。

3. 新たなチャレンジとして着手するサーモンの増養殖事業やナマコ種苗生産事業など、引き続き、漁業者の所得向上につながる漁業振興策などを漁協や関係機関と連携しながら取り組んでいく。

■再質問

漁組の意見を聞くにとどまらず働きかけられるべき。期間限定の漁業権付与を漁組へ求めるのか。

■町長

漁協には、町の考え方なども伝えながら、漁業振興につながるよう努め

ている。

既得権益の取扱いについては、関係団体や関係者の理解のもと進められ

るべきものであり、漁協などの意見を聞きながら必要に応じて協議を進める。

議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、前日の夕方と当日の朝の防災行政無線でお知らせします。

手続きは、「傍聴人受付票」に名前・住所・年齢などを記入し、受付箱に投函するだけです。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用、手指の消毒をお願いします。

本間 勝美 議員

町の道路・歩道の

景観について



り、道公安委員会等に要望している。

新型コロナウイルス感染症対応と 学校教育全般の

現状について

5. 経済的支援策も検討したが、感染防止対策が重要と判断しており、現時点では考えていない。

■再質問■

1. 金網フェンス、玄関のタイル、雨漏りの営繕修理要望は、何年頃から把握していたのか。電気周りの雨漏りは危険と考えるが。

■質問■

1. バスケットゴールの落下や防球ネットの支柱折れが報道されている。各学校の安全点検は。

5. 子育て世代の経済的負担も厳しい現状。小中学生の学校給食の支援策として、補助する考えは。

■教育長■

1. 学校職員及び教育委員会職員が目視や触診等の点検を実施した。

2. 給食費の金額は、要保護、準要保護世帯を除けば、ひと月総額いくらか。

2. 各学校は老朽化している。東小学校児童玄関横の金網フェンスは破れてスズランテープで補修され、他の玄関も破損している。町の考えは。

2. 新しい学校建設の状況を見据えた中で改修等を検討する。

■教育長■

1. 雨漏り等は平成20年度頃から把握しており、簡易的な処置をしてきた。大規模な改修となる場合もあり、関係部署と協議が必要のため、次年度以降の可能性もある。

■町長■

1. 良好な公共空間形成のため、特性に配慮し、樹種選定している。

2. 植樹帯に花を植える希望がある場合、道路管理者である北海道へ取り継ぎしていく。

3. 整備の計画段階から環境変化は危惧してお

■質問■

多くの町民が利用している、町道薄田通りや道道3・4・3号停車場通が完全整備された。

1. 道路の緑地帯設置にかかわって、国道、道道、町道の設置基準は。

2. 整備された町道薄田通り、道道3・4・3号停車場通の植樹の計画や維持管理は。

3. 道道3・4・3号停車場通は一中生の通学路だが、横断歩道や信号機の設置は。また、冬期間の除雪や街路灯など安全対策は。

■町長■

1. 道路構造令に植樹帯として規定され、国道、

■再質問■

1. 岩内町の木（ナナカマド）、花（ハギ）をもつと積極的に植樹しては。

道道、町道は、これに準拠して設けている。

2. 薄田通は、ナナカマド、ニシキギを施工、適正管理に努める。道道も植栽後は、適正に管理すると考える。

3. 3・4・3号停車場通の横断歩道等の設置は、平成27年に教育委員会から岩内警察署に要望しているが、設置予定がなく、町通学路安全推進会議にて、継続的に要望する。安全対策は、小樽建設管理部署が、支障無く対応する。

①小中学生にコロナ感染症が発生した場合の対応は。

②全道中体連大会に参加した生徒や引率教諭の登校や勤務は。

4. ①文部科学省のマニュアルに基づき、学級閉鎖等の判断をする。

2. 1か月約258万2千円。

大田 勤議員

水道メーター取り替え費用は 使用者ではなく町の責任で



会に諮問した。

- 水道法では、特別な場合に依りて徴収。他町村は貸与で未徴収。条文の削除を。
- 期限切れメーターの部品売却利益は所有者に還元すべきでは。また所有者の承諾が必要では。
- 町条例で、メーターは町が設置するが、特別の理由がある場合は水道使用者等が設置できるとしているの、町が設置したメーターは町が所有者、使用者が設置したメーターは使用者が所有者。
- 令和2年4月1日現在で、簡易水道を除き、道内で12事業者あり、当町と同様に水道料金と合わせての徴収や、一括納付により徴収している。

1. 委嘱にあたり各委員の考え方は確認していない。

- 水道法の規定に基づき町条例に条文を設けており、削除する必要性はない。
- 基本水量を含む、水道料金等の改定を審議

- 町上下水道料金等審議会には現在の基本水量に反対の人も含まれているのか。
- 家事用世帯の約6割が10t以下。基本水量見直しの考えは。
- メーター所有者がお客様という根拠は。
- メーター使用料を条例で徴収する自治体は岩内町の他にないか。
- 他町村での徴収方法は。
- き損の場合町に弁償するのなら、メーターは町のものではないのか。

5. 他町村での徴収方法は。

- き損の場合町に弁償するのなら、メーターは町のものではないのか。

論が個別指導計画を作成し指導を行っている。

- 西小学校3名、東小学校1名。
- 小学校、幼稚園等を通じて申込書を教育委員会へ提出する。

- 就学時健康診断は一度に多くの児童が集まり、個別に言葉の発達状態の確認が難しく、適切に検査ができない。対象児童は、保護者からの相談及び保育所等との連携等により把握している。

再質問

通級指導教諭は、特別支援免許状を保有しているか。免許外であれば、積極的な研修をさせるとか人事異動で免許外を解消すべきと考えるが。

教育長

1名は保有しており、1名については、研修等を積極的に受講するよう勧めている。



岩内町における通級の現状について

質問

の人数は。

令和3年度から、西小学校の通級（ことばの教室）担当教諭が東小学校にも出向いて指導する仕組みになった。子どもや親の通級負担が軽減し大変喜ばしいことだと教育委員会や学校の素早い対応に敬意を表す。

1. 今年度の具体的な指導内容や指導方法は。

2. 今年度の西小学校、東小学校の通級利用

現状について

- 通級を利用する申し込み方法は。
- 毎年10月上旬から来年度の小学校入学予定児童の就学時健康診断を実施している。実施内容に言語検査がないが、理由は。どのように対象児童を把握しているのか。

教育長

1. 児童の特性の把握に努め、特別支援担当教

8. 不要物として所有権が放棄されていると考えられるため、承諾は不要と判断している。また、売却利益は、還元にかかる経費とほぼ相殺される。

9. メーター使用料を含む水道料金等の改定は、現在、審議会で審議されており、その答申を受けて判断していく。

陸上競技場の改修・整備で

第4種公認競技場を

復活させ子供達に夢を

■質問

1. 後志管内町村で初の第2種公認競技場から、第4種公認競技場へ。現在公認終了。ここに至った経過と対策は。

2. 施設の維持管理は。

3. 利用人数の減少要因は。

4. 総合振興計画ではスポーツや文化の輪が広がる社会形成、スポーツ等の振興と方向を示している。陸上競技協会、スポーツ推進委員との連携が必要では。

5. 委託業者との草刈り業務スケジュールは。

6. サッカー場は専用芝刈り機等による芝管理。陸上競技場のフィールドは松が生長。各施設での作業に優先順位があるのか。

7. 競技場使用者や公園管理者と請負業者との打合せ等は。

8. トラック整備の今後の進め方は。

9. 子供達の練習場の改修が必要。全天候型トラックレーン等改修費の

推計は。

10. 第4種公認競技場を復活させ、スポーツ振興で魅力あふれるまちづくりを進めては。

■町長

1. 第2種競技場公認以後、公認規定の改正と多額の更新費用のため、平成29年に公認を終了した。

2. 利用団体と連携し、維持管理に努める。

3. 陸上記録会等の利用分が減少している。

5. 陸上競技場等は生育状況を確認し、順次作業を実施。サッカーラグビー場は刈込、目土散布、散水等を実施している。

6. サッカーラグビー場は、全道大会のため最低限必要となる管理を実施し、陸上競技場等は、状況により作業を実施している。

7. 受託者と作業管理

の定期的な打合せをし、使用者の要望も取り入れている。

8. 現時点でトラックの整備予定はない。

9. 全天候型トラックを要しない第4種競技場の公認で、整備費用は千7百万円と推計している。

■教育長

4. 陸上競技協会とは、町民ロードレース大会を協力して開催。スポーツ推進委員は、会議で町のスポーツ振興・発展の意見交換・議論がされ、スポーツの普及・振興に寄与している。

10. 地域住民が心身ともに健康で充実した生活を営むため、幅広く世代間交流に取り組み、町民が生涯にわたりスポーツに親しめるよう、スポーツ振興をおとし、魅力あふれるまちづくりに努める。



地方財政の充実・強化を求める意見書

新型コロナウイルスにより、いま地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実には公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政支出が行われるなか、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、防災・環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに柔軟に対応し得る地方一般財源額の確保をはかること。
2. 新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、確実な財源措置をはかること。
3. 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関連経費の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和3年6月25日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命大臣（経済財政政策）

殿

岩内町議会 議長 永井 明

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育て、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。さらに、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、森林吸収源対策を積極的に推進することが必要であります。本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところであり、本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要であります。

記

1. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再造林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
2. 森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

令和3年6月25日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
環境大臣
復興大臣

殿

岩内町議会 議長 永井 明

賛否が分かれた案件一覧

賛否の分かれた議案について、各議員の賛否結果を掲載しています。

第2回臨時会議案（5月17日開会）

賛成：○ 反対：× 欠席：欠

件名	審議結果	志 政 ク ラ ブ								新政クラブ			公明党		日本共産党	市民自治を考える会
		佐藤和嘉	栗林英之	村田文明	永井明	三浦富彦	池田光行	本間勝美	中家正希	志賀昇	下田陽一	金沢志津夫	谷口雅史	奈良初枝	大田勤	佐藤英行
令和3年度一般会計補正予算（第1号）	原案可決	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
令和3年度臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○

第2回定例会議案

令和3年度一般会計補正予算（第3号）	原案可決	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
岩内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例設定	原案可決	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○

※全員賛成の議案は、掲載していません。また、永井 明議長は採決には加わりません。（可否が同数となった場合は、議長が裁決します。）

議 会 日 誌

5月10日	後志総合開発期成会定期総会	6月8日	建設産業委員会
11日	社会文教委員会	9日	総務委員会
	各派代表者会議	11日	議会運営委員会
12日	建設産業委員会	14日	第2回定例会招集
13日	総務委員会	15日	総合振興計画特別委員会
14日	議会運営委員会	21日～25日	第2回定例会再開
17日	第2回臨時会	7月26日	過疎地域持続的発展市町村計画案に係る委員説明会（総務委員）
21日	総合振興計画特別委員会		過疎地域持続的発展市町村計画案に係る委員説明会（社会文教委員）
6月2日	原子力発電所問題特別委員会	27日	過疎地域持続的発展市町村計画案に係る委員説明会（建設産業委員）
	IWANAI RESORT運営状況議員説明会	29日	過疎地域持続的発展市町村計画案に係る委員説明会（建設産業委員）
	岩内町中長期財政見通しに係る議員説明会		
7日	社会文教委員会		

編集後記

「議会だより153号」をお届けいたします。第2回定例会での一般質問を中心に編集しました。ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部しかお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

（議会運営委員会）